

答 申 第 2 0 号

平成 2 0 年 1 1 月 7 日

仙台市長 梅原 克彦 様

仙台市個人情報保護審議会

会長 井 坂 正 宏

仙台市個人情報保護条例第 41 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 18 年 7 月 4 日付け総総文第 85 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 18 号 「平成 15 年 1 月 9 日以降，医療相談室に対し，夫 〃 が行った請求
本人に係る相談の内容，年月日等の分かる記録」の個人情報非開示決定
（存否応答拒否）に対する審査請求

答 申

(諮問第 18 号)

1 審議会の結論

仙台市病院事業管理者(以下「実施機関」という。)が,審査請求人(以下「請求人」という。)の行った開示請求に係る個人情報について,その存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否した決定は,妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は,請求人が仙台市個人情報保護条例(平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。)第 14 条の規定に基づき,「平成 15 年 1 月 9 日以降,医療相談室に対し,夫が行った請求本人に係る相談の内容,年月日等の分かる記録」の開示を請求したのに対し,実施機関が平成 18 年 6 月 2 日付けで条例第 20 条の規定に基づき個人情報の存否を明らかにしないで開示請求の拒否処分をしたことについて,その処分の取消しを求めたものである。

3 請求人の主張要旨

審査請求書の記載によると,請求人の主張は,以下のとおりである。
相談内容が請求人自身にかかわるものであるのに開示されないのは違法不当である。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭による説明において主張している拒否処分の主な理由は,次のとおりである。

医療福祉相談室では,疾病に伴い生じる相談者個人の生活全般の問題という重大なプライバシーについて相談がなされ,相談を行った事実あるいは行わなかった事実自体が極めて保護の必要性の高いプライバシーであると言える。本件では,請求人の夫が医療福祉相談室にて行った請求人本人に係る相談の内容及び年月日等が分かる記録が開示請求の対象となっており,当該情報が存在しているか否かを答えた場合には,当該夫が相談を行った,あるいは行わなかったという情報が開示されることになる。したがって,開示請求がなされた情報が存在しているか否かを答えるだけで,条例第 17 条第 2 号に定める非開示情報を開示することとなるから,条例第 20 条の規定に基づき個人情報の存否を明らかにしないで開示請求の拒否処分を行ったものである。

5 審議会の判断

本件開示請求に係る個人情報について

仙台市立病院医療連携相談科医療福祉相談室が作成した「医療連携相談科医療福祉相談室業務指針」(以下「業務指針」という。)によると,医療福祉相談室は,医療の場において,社会福祉の立場から患者,家族が,それぞれ抱える様々な問題を解決し,社会の中でできるだけ自立した生活を送ることを援助するため,仙台市立病院内において,療養中の心理的・社会的問題の解決・調整援助,退院援助,社会復帰援助等の業務を行うものとされている。また,医療福祉相談室が作成した「医療福祉相談室業務マニュアル」(以下「業務マニュアル」

という。)によれば、相談の対象は、原則として仙台市立病院を利用し、又は過去に利用していた患者若しくはその家族等の関係者であり、相談を受けた際の記録は、所定の「医療福祉相談記録」に記入するものとされている。さらに、業務マニュアルによれば、相談をもとに援助を行う際は、院内外の関係者等との連携を図り援助を進めるために、所定の「相談情報提供書」に相談の際に得た情報を記載し、院内外の関係者等に提供することとされている。

したがって、請求人の夫が医療福祉相談室に対して請求人に係る相談をした場合には、業務指針や業務マニュアルに基づきこれらの文書が作成されることとなるため、本件開示請求において請求人が開示を求めている個人情報、「医療福祉相談記録」や「相談情報提供書」などの相談記録類に記載されているものを指すと考えられる。

条例第 20 条の該当性について

条例第 20 条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

上記で述べたとおり、本件開示請求に係る個人情報は、相談記録類に記載されているものを指すと考えられることから、本件開示請求に対する決定は、本件開示請求に係る個人情報が記載された相談記録類が存在する、あるいは存在しないということを前提に行うこととなる。相談記録類の存在の有無が明らかとなれば、請求人の夫が医療福祉相談室において請求人に関する相談を行ったか否かという事実(以下「本件存否情報」という。)もまた明らかとなる。よって、本件存否情報が条例第 17 条各号に定める非開示情報のいずれかに該当する場合は、本件開示請求に対する決定を行うだけで非開示情報を開示することとなり、条例第 20 条により本件開示請求を拒否できる場合に該当することとなる。実施機関は、本件存否情報が条例第 17 条第 2 号に定める非開示情報であると主張するので、以下検討する。

ア 条例第 17 条第 2 号本文は「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であって、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、非開示とする旨定めている。本件存否情報は、第三者である請求人の夫に関する情報であって、その者を識別できる情報であるから、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

イ 条例第 17 条第 2 号は、本人以外の個人情報が同号ただし書イ(法令等又は慣行により開示請求に係る本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報)、ロ(人の生命、財産等を保護するため、開示することが必要であると認められる情報)、ハ(公務員の職務の遂行に係る情報)のいずれかに該当する場合には、例外的に非開示情報から除くこととしている。

ウ 医療福祉相談業務を行うにあたっては、業務指針において、面接を重視し、相談者である患者又は家族との信頼関係を形成しつつ行うこと、医療従事者として社会的に求められている守秘義務を遵守し、高い倫理性を保持することが留意事項として定められている。また、業務マニュアルにおいては、医師・看護師からの依頼により患者又は家族からの相談を受ける場合であっても相談者の承諾を得たうえで依頼者である医師等に相談内容を報

告すること、院内外の関係者等との連携を図り援助する場合も相談者の承諾を得たうえで、相談により得た情報を関係者等に提供すること等が定められている。

これらのことから、医療福祉相談においては、相談者との信頼関係や医療従事者の守秘義務等を重視し、相談を行った事実を含め、相談の内容を第三者に提供するか否かは相談者の意思に委ねることを原則としているものと認められる一方、相談者の家族が相談の内容に関わっている場合において、医療福祉相談室の側から当該家族に相談の事実や内容を直接連絡する等の例外的取扱いを認めるものは見当たらない。さらに本件については、請求人が本件存否情報を了知していたと伺わせる特段の事情も見受けられない。よって、本件存否情報は、開示請求に係る本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報と認めることはできず、条例第 17 条第 2 号ただし書イには該当しない。

エ また、本件存否情報は、人の生命、財産等を保護するため開示することが必要であると認められる情報とも言えず、公務員の職務の遂行に係る情報とも言えないから、条例第 17 条第 2 号ただし書ロ及びハにも該当しない。

オ したがって、本件存否情報は、条例第 17 条第 2 号により非開示とすべき情報であり、本件開示請求に係る個人情報の存否について答えることにより非開示情報を開示することとなるから、条例第 20 条の規定に基づき本件開示請求を拒否した実施機関の判断は妥当であると認められる。

結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審 議 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 18 号)

年 月 日	内 容
平成 18. 7 . 4	・ 諮問を受けた
18. 7 . 11	・ 実施機関(市立病院総務部総務課)から理由説明書を受理した
	この間,条例第 49 条第 2 項に定める意見書提出の申出の意思を確認するため,請求人との間で連絡調整を行った。
20. 9 . 30 (平成 20 年度第 5 回 個人情報保護審議会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
20. 10 . 21 (平成 20 年度第 6 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った